平成２４年（フ）第１１号
北海道北見市泉町２丁目２番12号
破産者　太田　一男
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１０７９号
宮城県名取市植松２丁目４番43―１号　フレグランスＪＡ―A102号、従前の住所宮城県名取市那智が丘３丁目７番地の10
破産者　吉田　直樹
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０２号
仙台市宮城野区福室２丁目５番３―305号、従前の住所仙台市宮城野区福室２丁目６番50―405号
破産者　設楽　里織（旧姓諏訪）
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３５号
仙台市若林区今泉２丁目７番45号
破産者　西田　一範
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２１号
仙台市宮城野区東宮城野１番１―304号
破産者　岩佐　朋子（旧姓泉田）
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３７号
仙台市青葉区柏木３丁目６番３―208号
破産者　及川　秀紀
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
埼玉県本庄市日の出３丁目２番10号　ヘブンウィンディア102号
破産者　黒澤　健一
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４８８号
埼玉県熊谷市柿沼915番地６
破産者　廣瀬　三天
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３号
福島県南相馬市原町区下北高平字堂下329―５　原町火力発電所内ライフインフーズ株式会社食堂気付、住民票上の住所長野県東御市和1549番地12　東信ハイツＡ―３
破産者　佐々木政博
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１８５９号
京都市西京区下津林芝ノ宮町35　グレース芝ノ宮２―C、住民票上の住所京都市南区久世大藪町147番地16
破産者　志賀　好幸
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５号
大阪府和泉市光明台３丁目７番37―101号、前住所和歌山県岩出市森78番地の５
破産者　前嶋　弘美
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟801号
破産者　ネクステージプランニングこと　高野　毅
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番７―103号
破産者　山本　知美
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２９号
広島市西区己斐大迫３丁目４番18号
破産者　福田　　司
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５号
山口県光市虹ヶ丘３丁目27番22号
破産者　戎　　譲
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４４号
熊本市東区下江津７丁目１番１号　アバンティ・コート101号
破産者　永田　淳一
1　決定年月日　平成24年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第９７号
宮城県石巻市大街道東２丁目５番69号　ロイヤルハイツＡ棟101号、前住所宮城県石巻市門脇字青葉東93番地２　青葉東レジデンスＡ107号
破産者　阿部　純子
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
横浜市戸塚区原宿４―32―22グランシャリオ原宿302、住民票上の住所神奈川県厚木市酒井2570番地２
破産者　西山　準一
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部